

当面検討すべき項目の検討方針

検査制度の見直しに関して、本検討チームにおいて平成 28 年以内に検討すべき項目とその検討方針について、以下に記載する。

1. 関連する規制要求、規制手続きに関する事項

(1) 新たに事業者¹に義務付ける検査等に係る規制要求事項の整理・明確化

原子力事業者が主体となって行うこととする検査等について、規則等に規定すべき実施項目や実施内容等を検討する。

具体的には、現在の使用前検査、溶接検査、燃料体検査、施設定期検査、廃棄や運搬等に係る確認について整理を行う。(資料 2 - 4 参照)

(2) 規制機関による確認時期の設定と確認方法の明確化

規制機関が行う現場等での具体的な確認方法や頻度等について、検討を行う。(資料 2 - 4 参照)

2. 監視・評価の体系に関する事項

(1) 監視・評価の対象範囲

原子力規制委員会が行う包括的な監視・評価について、規則に規定すべき監視・評価の具体的対象(例えば、保安のために講ずべき措置の内容や保安規定において規定すべき内容)を検討する。

また、これら監視・評価を実施するための詳細な手法について検討を行う。具体的には、検査の種類、検査の種類毎の検査マニュアル、規制機関による検査計画の策定方法(パフォーマンスベースによる検査計画等)について、米国の原子炉監督プロセス(ROP)におけるインスペクションマニュアル(IMC)、検査手順(IP)の活用等を調査しつつ、現在の保安検査等の検査対象や手法も踏まえて、実務内容を検討する。(資料 2 - 5 参照)

なお、監視・評価の運用のために必要な事業者の情報について、規制機関への提示の方法についても検討を行う。

(2) 監視・評価の実施に係るプロセス、基準の明確化

米国の ROP における重要度決定プロセス(SDP)のシステムについて詳細に調査し、我が国の原子力施設等の状況を考慮して、原子力事業者の保安

活動の実績を評価する仕組みを検討し、監視の結果と評価に結びつける流れを構築する。その際には、リスク情報の活用のプロセスについても検討する。

また、米国 ROP で使用されている安全実績指標 (PI) 等を詳細に調査し、我が国の規制における使用の適否及びその他の PI の活用を検討し、規制運用に用いる PI を体系化する。(資料 2 - 5 参照)

3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項

(1) 規制判断に係るプロセス・基準の明確化

原子力検査(仮称)により得られた情報を踏まえた行政上の措置(エンフォースメント)について、それを決定する仕組みや基準の在り方を検討する。(資料 2 - 5 参照)